

平成 29 年 12 月 1 日

## 事業の効果的な PR について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

## 1. 概要

平成 31 年度以降に本事業の分野を大幅に見直す場合、実証申請者の確保及び本事業のリピーターへの対応のため、現行以上に本事業の PR を行う必要がある。PR については、説明会形式で全国各ブロック 1 回以上行うこととする。

## 2. 説明会の申請者等への周知

説明会については、年度の早いうちに日程を確定し、環境省が報道発表を行う。併せて、説明会の予定等を記載したビラを事業周知リーフレットとともに作成し、機会を捉えて配布する。また、中小企業基盤整備機構に対しても、各支部でのリーフレットによる周知、説明会への参加を要請する（現時点で、先方は了解済み。）。

## 3. 説明会について

説明会については、環境省より事業概要、申請の方法、技術分野及び国際標準化について説明を行う。その後に、中小企業基盤整備機構による、中小企業支援策の説明、平成 30 年度実証機関による相談会（少なくとも、東京、大阪、名古屋で）を行う。

## 4. 実証機関候補への周知について

実証機関候補への事業周知については、ISO 研修と抱き合わせで行う。環境省により、実証機関が行うべきこと等を説明し、その後に専門家による研修を行う。

## 5. その他周知

特に中小企業に対しての PR に効果があるような施策と連携し、連携先を増やすことで申請者へのメリットとする。また、エコプロの参加については、費用対効果等を踏まえ、慎重に検討する（他のマッチングイベント等の方が良いのでは、という主旨）。